

特別支援学校の設置基準について（案）

◆これまでの議論の整理

Ⅱ. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

3. 特別支援学校における教育環境の整備

（特別支援学校の教室不足）

- 特別支援学校の在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いており、令和元年5月1日現在、全国の特別支援学校で3,162教室が不足している。特別支援学校の教室不足を解消するため、令和2年度から6年度までを「集中取組期間」としている。令和2年度は、当初予算に加え、第1次補正予算においても教室不足解消のための所要額を計上するとともに、特別支援学校の用に供する既存施設の改修事業について国庫補助の算定割合を引き上げており、各学校設置者には、「集中取組期間」において、特別支援学校の新設や増築を行ったり、他の学校の空き校舎や空き教室を特別支援学校の教室として確保したりすることが求められる。

（特別支援学校設置基準の策定）

- 特別支援学校の教育環境を改善するため、国は特別支援学校に備えるべき施設等を定めた設置基準を策定することが求められる。特別支援学校は対象となる障害の種類や程度、在籍する子供の年齢に大きな幅があるものの、その設置基準を検討するに当たっては、一律に策定するのではなく、地域の実態や、特別支援学校の障害種や学部等を踏まえて多様な形態で設置がなされている実態を踏まえ、様々な障害種等に対応できるベースとなる基準を検討することが求められる。

◆中央教育審議会 初等中等教育分科会（第127回）（令和2年9月28日）配布資料）

③特別支援学校における教育環境の整備

- 特別支援学校の教育環境を改善するため、国として特別支援学校に備えるべき施設等を定めた設置基準を策定するとともに、在籍者の増加に伴う教室不足の解消に向けて、特別支援学校の新設や増築を行ったり、他の学校の余裕教室を特別支援学校の教室として確保したりする等の集中的な施設整備の取組を推進することが求められる。

1. 制度等

- 学校教育法第三条では、設置者は学校の種類に応じ設置基準等に従い学校を設置することとされているが、特別支援学校は設置基準が定められていない。
- 特別支援学校以外の学校種の設置基準に相当する内容の一部は、学校教育法施行規則に規定されている。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

○ 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第一条 学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。

第三十六条 幼稚園の設備、編制その他設置に関する事項は、この章に定めるもののほか、幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）の定めるところによる。

第四十条 小学校の設備、編制その他設置に関する事項は、この節に定めるもののほか、小学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十四号）の定めるところによる。

第六十九条 中学校の設備、編制その他設置に関する事項は、この章に定めるもののほか、中学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十五号）の定めるところによる。

第八十条 高等学校の設備、編制、学科の種類その他設置に関する事項は、この節に定めるもののほか、高等学校設置基準（平成十六年文部科学省令第二十号）の定めるところによる。

（参考：既に定めのある設置基準の構成）

①総則

趣旨（学校を設置するのに必要な最低基準）、設置基準の特例（高等学校のみ）

②学科（高等学校のみ）

学科の種類（高等学校のみ）

③編成

一学級の幼児児童生徒数、学級の編制、教諭の数等

④施設及び設備

一般的基準、校舎及び運動場の面積等、校舎に備えるべき施設

その他の施設、校具及び教具、他の学校等の施設及び設備の使用

○附則

施行期日等

第百十八条 特別支援学校の設置基準及び特別支援学級の設備編制は、この章に規定するもののほか、別に定める。

第百十九条…学則等の定め

第百二十条…幼稚部、小学部、中学部、高等部の一学級の幼児児童生徒数の標準

第百二十一条…学級の編制

第百二十二条…教諭等の数の基準

第百二十三条…寄宿舎指導員の数の標準

第百二十四条…寮務主任、舎監

第百二十五条…各部に置く主事

第百二十六条…小学部の教育課程

第百二十七条…中学部の教育課程

第百二十八条…高等部の教育課程

第百二十九条…幼稚部の教育課程

第百三十条…各教科・科目を合わせた指導

第百三十一条…重複障害、訪問教育の特別の教育課程

第百三十二条…教育課程の研究

第百三十二条の二…教育課程の特例

第百三十二条の三…日本語の指導

第百三十二条の四…日本語の指導に係る授業時数

第百三十三条…高等部の全課程の修了認定

第百三十四条…通信教育に関する事項

第百三十五条…準用規定

○ 特別支援学校施設整備指針

学校種別ごとに、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したもの。この指針では、

- ①高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備
- ②健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保
- ③地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備

の3点を学校施設整備の基本方針として、学校施設の配置計画や平面計画、各室の計画等において留意すべき事項を提示。

○ 特別支援学校の国庫補助基準面積

国庫補助基準面積は、学習指導要領に即した学校教育の実施を確保する上で必要となる標準的な面積を学校種及び建物種の別に定めたものであり、「公立学校施設費国庫負担金

等に関する関係法令等の運用細目」(平成18年7月13日文部科学大臣裁定)において規定されている。各学校設置者において、弾力的に多様な学校施設を整備することができるよう、教室等の個々の室の面積を定めたものではなく、学校規模に応じた総面積を定めている。また、国庫補助基準面積は、教育内容・方法等の多様化等に伴う学習指導要領の改正等を踏まえ、所要の改善を図っている。

特別支援学校の国庫補助基準面積は特別支援学校の性格を踏まえ、学部種及び建物種に加え、障害種に応じて定められている。

(学部種) 小・中学部、幼稚部、高等部

(建物種) 校舎、屋内運動場、寄宿舎

※幼稚部は校舎と寄宿舎のみ、高等部の校舎は一般校舎と産振校舎に分かれている。

(障害種) 視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱

2. 論点等

- 特別支援学校の設置基準は、全ての特別支援学校に概ね共通する内容と個別の部等に応じて配慮が必要な内容を併せた、特別支援学校を設置するうえで必要な最低基準として定める形でよいか。
- 他の学校の設置基準は設置基準施行の際に現存する学校の編成・施設及び設備については当分の間従前の例によることができるとされているが、特別支援学校の設置基準についても現存する特別支援学校の編成や施設については編成・施設及び設備については直ちに適用しないという整理でよいか。
- その他特別支援学校の設置基準を検討する際に特に留意すべき点はあるか。